

令 3 消 防 保 安 第 5 5 2 号  
令和 3 年 (2021 年) 1 1 月 1 5 日

一般社団法人 山口県 L P ガス 協 会 長 様

山 口 県 総 務 部 長

液化石油ガス販売事業所等の立入保安指導結果について (通知)

このことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 8 3 条第 3 項及び高圧ガス保安法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり貴協会岩国支部 (旧玖珂郡) 管内の立入保安指導を実施しましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会各会員事業所に対し立入結果を伝える等、法令の遵守及び自主保安の推進等について、引き続き周知徹底されるようよろしく申し上げます。

記

- 1 立入期間  
令和 3 年 1 0 月 1 4 日 ~ 1 0 月 2 6 日
- 2 立入結果  
別紙 (集計表) のとおり

消 防 保 安 課  
産 業 保 安 班  
TEL 083-933-2374  
FAX 083-933-2408



令和3年度立入保安指導結果（集計表）

岩国支部（旧玖珂郡）

1 概況

実施期間	令和3年10月14日 ～ 10月26日（4日間）
対象事業所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反等の有無                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大法令違反 0 事業所（「文書指示」）</li> <li>・ 指摘事項有り 3 事業所（「文書注意」）</li> <li>・ 指摘事項無し 4 事業所（「良好」）</li> </ul> </li> <li>○ 特記事項 なし</li> </ul>

2 改善指摘事項

項目	改善指摘事項	件数
販売事業関係		
保安業務関係	<p>法施行規則の例示基準第30節の3に定められた定期点検・調査における調整器の調整圧力等の実測を行わない代替措置を使用するためには、事前に供給圧力差（ガスメーター設置場所と燃焼器入口の圧力差）の測定又は計算による確認という前提条件を満たす必要がある。</p> <p>しかし、設備の一部については、この前提条件を欠いているため、例示基準第30節に定められた方法により、改めて定期点検・調査を実施し、その結果を12月17日までに報告すること。</p>	1
	<p>法施行規則第16条第13号により、固定した場所において使用される消費設備によりLPガスを消費する者へは、カップリング付容器用弁を有しない25リットル（10kg）容器での質量販売をしないこと。</p>	2
設備工事関係		
その他		
合計		3